

「山形南高校いじめ防止基本方針」概要

○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめ防止対策委員会 →いじめ対応の中心組織（生徒指導主事がチーフ）

委員会構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、
学校評議員、PTA役員、スクールカウンセラー

小委員会構成員：教頭、生徒指導主事、当該学年団、当該部活動顧問、
（機動性重視） 養護教諭、生徒課職員

○いじめの未然防止

全教職員が「いじめ」に対する認識を共有。

特別な配慮を要する生徒について、保護者と連携しながら、適切に支援。

生徒が身につけるべき資質・能力を設定、その育成に向けて計画作成・実施。

生徒会の主体的な取組として「いじめ防止スローガン」を作成。

HP等による「山形南高校いじめ防止基本方針」の公表。

○いじめの早期発見

いじめ発見調査アンケートと二者面談の実施（生徒向け）。

いじめに関する保護者アンケートの実施。

相談窓口・通報窓口の周知。

校内→生徒指導主事 校外→県教育センターの24時間子供SOSダイヤル
いじめ早期発見チェックリスト（教員用・家庭用）の活用。

○いじめへの適切な対応

特定の教職員で抱えこまず、「いじめ防止対策委員会」で、組織的に対応。

いじめられている生徒等を守ることを第一とし、正確な事実確認を行い、指導。

いじめの解消の2つの要件

I 「いじめに係る行為が止んで、3ヶ月以上経過していること」

II 「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

○インターネット上のいじめへの対応

研修会を年間1回開催、ネット上のいじめの特徴を理解。

早期対応のマニュアル化。

スマートフォンが学習の妨げになるということに関する啓発の実施。

○重大事態への対処

重大事態が発生後、直ちに県教育委員会を通じて知事へ報告。

調査主体及び調査方法は県教育委員会が判断。

学校が調査主体の場合、「いじめ防止対策委員会」を母体として実施。

いじめ対応のフロー

